

(参考)

社会保障財源交付金と社会保障施策に要する経費(平成30年度決算)

社会保障財源交付金は、地方税法の規定により、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費に充てるとされています。

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| 1 社会保障財源交付金 | 283,223千円 |
| 2 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費(一般財源) | 911,536千円 |

(単位:千円)

事業名	平成30年度決算額	
	総額	うち一般財源
重度心身障害者医療費助成事業	110,719	56,160
児童扶養手当費	183,641	122,388
施設型給付費	1,382,807	381,040
生活保護扶助費	551,841	93,441
障害福祉サービス費	1,064,951	258,507
合計	3,293,959	911,536